

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ 令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

令和2年度及び令和3年度の茨城県後期高齢者医療保険料率が次のとおり決定しました。

■保険料率 ※茨城県内は均一の保険料率となります。

保険料率(均等割額・所得割率)は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

県では、平成24年度から令和元年度までの8年間、保険料率を変更せずに保険料を納付いただいてきましたが、被保険者数の増加に伴う医療給付費の増加により、保険料率を次のとおり改定します。

制度の安定的な維持・運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。



均等割額 被保険者1人あたり 46,000円 (または軽減後の金額)	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 × 所得割率 8.5%	=	年間保険料
--	---	--	---	--------------

※(参考)平成30年度・令和元年度…均等割額 39,500円／所得割率…8%

■保険料の軽減

○均等割額の軽減(令和2年度)

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の所得区分		軽減割合	軽減後の均等割額
①	前年の総所得金額が33万円以下の世帯	7.75割	10,350円
②	前年の総所得金額が33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	7割	13,800円
③	前年の総所得金額が33万円+「28万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
④	前年の総所得金額が33万円+「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

○軽減特例の段階的見直し

上記の所得区分①、②に該当する方については、世代間の公平な負担を確保するため、段階的に制度本来の軽減割合を7割に戻します。

所得区分	軽減割合			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所得区分①に該当する方	8.5割	8.5割	7.75割	7割
所得区分②に該当する方	9割	8割	7割	

○軽減基準の改正

上記の所得区分③、④に該当する方については、軽減の基準が引き上げられ、対象者が拡大されました。

所得区分	軽減の基準	
	令和元年度	令和2年度
所得区分③に該当する方	28万円 × 世帯の被保険者数	28万5千円 × 世帯の被保険者数
所得区分④に該当する方	51万円 × 世帯の被保険者数	52万円 × 世帯の被保険者数

問合せ 保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213
 保険料の納付について 城里町役場 健康保険課 ☎029-288-3111(内線144)